

山梨県公報

第千四百三十九号

平成十五年

十二月十八日

木曜日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	七六三
予防接種の業務を行う医師	七六三
保安林の指定の解除の予定(二件)	七六三
道路の区域変更(五件)	七六四
道路の供用開始	七六五
換地計画の決定(三件)	七六五
開発行為に関する工事の完了について	七六六
教育委員会	七六六
山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則	七六六
公安委員会	七六七
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	七六七
遊技機の型式の検定	七九三

告示

山梨県告示第五百九十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
三枝クリニック	東八代郡石和町河内三十七番地一

山梨県告示第五百九十四号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
三枝 芳樹	東八代郡石和町河内三十七番地二号 三枝クリニック

山梨県告示第五百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
北巨摩郡大泉村西井出字石堂八二四〇の八六一、八二四〇の八六二・八二四〇の二八二一・八二四〇の二八二二・八二四〇の二九六一(以上四筆について、次の図に示す部分に限る)、八二四〇の五一〇四、八二四〇の五一一九、八二四〇の五一三三、八二四〇の六七六七、八二四〇の七二〇二
 - 二 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び大泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
北都留郡上野原町八ツ沢字峯一九六六、字降屋戸二二五七の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
学校用地とするため

山梨県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 敷島田富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
中巨摩郡敷島町大字中下条字三味堂九四八番の一地先から 中巨摩郡敷島町大字大下条字御岳田九七一番の二地先まで	一七・〇〇 八〇・〇	八・二丁 二五・七		三〇九・〇 三〇九・五

山梨県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
塩山市大字上萩原字岩桜一五一九番の一地先から 塩山市大字上萩原字神戸二一八番の一地先まで	七・二丁 一三三・〇	五・二丁 一〇〇・〇		五一〇・〇 五一〇・〇

山梨県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十六年一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 平沢千野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
塩山市大字竹森字岩下五八番の六地先から 塩山市大字上粟生野字長田一一八八番の一地先まで	一〇・〇〇 四六・八	五・〇〇 一一・四		五六〇・〇 五六四・〇

山梨県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日野春停車場線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北巨摩郡須玉町大字若神子字鯨四三二〇番の一地先から 北巨摩郡須玉町大字若神子字五反田一九一 二番の一地先まで	旧	六・五 二二・〇	九〇〇・〇
	新	六・五 二二・〇	九〇〇・〇
		二二・五 六五・〇	二二六〇・〇

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国	一三九号	北都留郡小菅村字タンノカヤ二 八六番の一地先から 北都留郡小菅村字大夏地二二四 〇番地先まで		四一・〇	平成十五年 十二月二十 二日

山梨県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年一月八日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北巨摩郡須玉町大字境之沢字返田二八番の 一地先から 北巨摩郡須玉町大字若神子字五反田一八六 九番の一地先まで	旧	二二・〇 一五・〇	一九六・〇
	新	一三・〇 一九・八	一九六・〇

山梨県告示第六百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区第五 二二区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十五年十二月十九日から平成十六年一月二十六日まで
- 三 縦覧場所
須玉町役場
- 四 異議申立期間
平成十六年一月二十七日から平成十六年二月十日まで

山梨県告示第六百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、

県営圃場整備事業（須玉地区第五 三工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年十二月十九日から平成十六年一月二十六日まで

三 縦覧場所

須玉町役場

四 異議申立期間

平成十六年一月二十七日から平成十六年二月十日まで

山梨県告示第六百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区第五 四工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十五年十二月十九日から平成十六年一月二十六日まで

三 縦覧場所

須玉町役場

四 異議申立期間

平成十六年一月二十七日から平成十六年二月十日まで

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年十二月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町長塚字大曲六三〇の五及び六三一の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡敷島町長塚百三番地 中込万吉

中巨摩郡敷島町長塚百三番地 中込啓介

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十六号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十二月十八日

山梨県教育委員会

委員長 志村 洸

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則

山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表中		山梨県立 甲府工業高等学校		山梨県甲府市塩部二丁目 七番一号		全日制	本科	三年
		定時制	本科	三年以 上	夜			
		専攻科	二年	夜				

機械科、電気科、建築科、土木科、電子科

間制	機械科、電気科、建築科	を	山梨県立 甲府工業高等学 校	山梨県 七番一
間制	建築科			

甲府市塩部二丁目 号	全日制	本科	三年		機械科、電気科、建築科、土
	定時制 (単位 制)	本科	三年以 上	夜間制	機械科、電気科、建築科
	専攻科		二年	夜間制	建築科

木科、電子科
に改める。

附則

- (施行期日)
1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 山梨県立甲府工業高等学校の定時制の本科の機械科、電気科及び建築科は、この規則による改正後の山梨県立高等学校学則別表の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

公安委員会

山梨県公安委員会告示第八十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委

員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。
平成十五年十二月十八日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第一中

二七六	甲府市城東三丁目二番一九号 先(国道四一一号と市道善光寺 敷島線との丁字路交差点)	城東三丁目西	平成一五年五月一日 告示第三二号
-----	---	--------	---------------------

二七六	甲府市城東三丁目二番一九号 先(国道四一一号と市道善光寺 敷島線との丁字路交差点)	城東三丁目西	平成一五年五月一日 告示第三二号
-----	---	--------	---------------------

二七七	中巨摩郡敷島町中下条二一六番 地の一先(町道開発一号线と町 道さつき野中線との丁字路交差 点)	さつき野団地 北	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	--	-------------	----------------------

二七八	甲府市高畑一丁目二番一六号 先(市道千秋橋高畑線と市道後 屋村中四号線との十字路交差点)	高畑中部	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	--	------	----------------------

一八四	中巨摩郡玉穂村中楯七五三番地 (県道甲府玉穂中道線と村道の 交わるT字路交差点)	国母工業団地 南	五九・七・九 告示 第三四号
-----	--	-------------	-------------------

一八四	中巨摩郡玉穂町中楯七五三番地 先(県道甲府玉穂中道線と町道 三〇七〇号線との十字路交差点)	国母工業団地 南	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---	-------------	----------------------

を	に、	三五五	甲府市朝氣一丁目一番一五号先 (市道一六三号線と市道二七八号線との十字路交差点)	東小学校北	平成一五年二月一八日 告示第八八号
		三五四	甲府市太田町一三番一四号先 (市道と市道との十字路交差点)	湯田小北西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
		三五三	中巨摩郡竜王町篠原一、〇〇九番地三先(町道竜王田中線と町道との十字路交差点)	竜王南小東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
		三五二	甲府市大里町一、五五五番地先 (市道高畑二日市場線と都市計画道路中小河原築地新居線との十字路交差点)	大里町窪中島	平成一五年二月一八日 告示第八八号
		三五一	中巨摩郡竜王町竜王新町二、二九二番地一先(町道新町本通り線と町道赤坂台公園線との丁字路交差点)	赤坂台総合公園東	平成一五年八月二五日 告示第五八号
を	に、	三五一	中巨摩郡竜王町竜王新町二、二九二番地一先(町道新町本通り線と町道赤坂台公園線との丁字路交差点)	赤坂台総合公園東	平成一五年八月二五日 告示第五八号
		一	中巨摩郡榑形町小笠原一、五九八番地先(国道五二号と県道甲府榑形線と県道葎崎榑形豊富線との交差点)	小笠原橋北詰	平七・六・五 告示第三三三号

を	に、	一	南アルプス市小笠原一、五九九番地先(国道五二号と県道甲府南アルプス線と県道葎崎榑形豊富線との交差点)	小笠原橋北詰	平成一五年二月一八日 告示第八八号
		五	中巨摩郡榑形町小笠原四五一番地先(町道一七号線と町道一六号線との十字路交差点)	小笠原小学校入口	六三・一一・一〇 告示第二八号
		六	中巨摩郡榑形町吉田三四四番地先(県道甲府榑形線)	豊小学校前	四七・九・一九
		七	中巨摩郡甲西町荊沢三四二番地先(国道五二号線と町道との交差点)	荊沢交差点	四七・一一・三二
		八	中巨摩郡榑形町小笠原一、三二三番地の一先(町道と町道の交差点)	東洋カーボン北角	四八・五・一一
		九	中巨摩郡白根町飯野三、六八六番地先(町道と町道の交差点)	共立病院西	四八・一〇・三〇
		五	南アルプス市小笠原四五一番地の三先(市道一七号線と市道一六号線との十字路交差点)	小笠原小学校入口	平成一五年二月一八日 告示第八八号
		六	南アルプス市吉田三四四番地の一先(県道甲府南アルプス線)	豊小学校前	平成一五年二月一八日 告示第八八号
		七	南アルプス市荊沢三四三番地先(国道五二号と市道との交差点)	荊沢	平成一五年二月一八日 告示第八八号
八	南アルプス市小笠原一、三三三番地の一〇先(市道と市道との交差点)	春仙美術館北	平成一五年二月一八日 告示第八八号		

九	南アルプス市飯野三、六八六番地先（市道と市道との交差点）	共立病院東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
---	------------------------------	-------	----------------------

一一	中巨摩郡白根町上今諏訪一、三三〇番地先（県道今諏訪北村線と県道今諏訪双葉線との交差点）	上今諏訪交差点	平七・六・五 告示 第三三三号
----	---	---------	-----------------------

一二	中巨摩郡若草町下今井四七八番一五号先（県道甲府櫛形線と町道との交差点）	鏡中条入口	四九・九・二四
----	-------------------------------------	-------	---------

一三	中巨摩郡櫛形町小笠原五八番地先（国道五二号線と県道伊奈ヶ湖公園線および町道との交差点）	下町	四九・九・一八
----	---	----	---------

一四	中巨摩郡櫛形町小笠原一、一二七番地先（県道葎崎櫛形豊富線と町道西裏近くとの交差点）	東洋カーボン南	四九・九・二四
----	---	---------	---------

一一	南アルプス市上今諏訪一、三三〇番地先（県道今諏訪北村線と県道今諏訪双葉線との交差点）	上今諏訪	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	--	------	----------------------

一二	南アルプス市下今井四七七番地先（県道甲府南アルプス線と市道との交差点）	鏡中条入口	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	-------------------------------------	-------	----------------------

一三	南アルプス市小笠原五七番地の一先（国道五二号と県道伊奈ヶ湖公園線と市道との交差点）	下町	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	---	----	----------------------

一四	南アルプス市小笠原一、一二七番地の三先（県道葎崎櫛形豊富線と市道西裏近くとの交差点）	柳橋北	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	--	-----	----------------------

一八	中巨摩郡櫛形町下宮地五二四番地先（県道伊奈ヶ湖公園線と町道廃軌道との交差点）	県民の森入口	平七・六・五 告示 第三三三号
----	--	--------	-----------------------

一八	南アルプス市下宮地五二五番地の一先（県道伊奈ヶ湖公園線と市道廃軌道との交差点）	県民の森入口	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	---	--------	----------------------

二〇	中巨摩郡櫛形町小笠原三九九番地先（町道廃軌道と町道との交差点）	櫛形町役場前	平七・六・五 告示 第三三三号
----	---------------------------------	--------	-----------------------

二〇	南アルプス市小笠原三九九番地先（市道廃軌道と市道との交差点）	南アルプス市役所前	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	--------------------------------	-----------	----------------------

二三	中巨摩郡櫛形町小笠原四五七番地先（町道廃軌道と町道との交差点）	櫛形町役場北	五〇・九・二〇
----	---------------------------------	--------	---------

二三	南アルプス市小笠原四五七番地先（市道廃軌道と市道との交差点）	南アルプス市役所北	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	--------------------------------	-----------	----------------------

二六	中巨摩郡檜形町小笠原四一三番地先(町道三二号線と町道山寺下仲線との交差点)	小松アパート前	五一・三・一九
二七	中巨摩郡若草町藤田二六五番地先(県道葎崎檜形豊富線と町道との交差点)	藤田	五一・六・一八

二六	南アルプス市小笠原四一三番地の三先(市道三二号線と市道山寺下仲線との交差点)	県営檜形団地東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
二七	南アルプス市藤田二六五番地の一先(県道葎崎檜形豊富線と市道との交差点)	藤田	平成一五年二月一八日 告示第八八号

二九	中巨摩郡白根町飯野二、三八六番地の三先(国道五二号線と町道との交差点)	飯野新田	五一・八・二六
三〇	中巨摩郡甲西町古市場七一一番地先(町道廃軌道と町道との交差点)	藤巻庄作方西	五一・一二・一五
三一	中巨摩郡甲西町古市場四九三番地の一先(国道五二号線と県道一軒茶屋荊沢線との交差点)	古市場	五一・一二・一五
三二	中巨摩郡檜形町小笠原一、七一六番地先(県道甲府檜形線と町道檜形一〇号線との交差点)	巨摩高東	五一・八・四
三三	中巨摩郡若草町浅原一九七番地の二先(県道葎崎檜形豊富線と県道増穂若草線と県道若草双葉線との十字路交差点)	浅原橋西	平成一三年一月八日 告示第四七号

三四	中巨摩郡白根町飯野二、八三五番地先(国道五二号線と町道との交差点)	白根桃源文化会館入口	六一・四・一七 告示 第一五号
三五	中巨摩郡甲西町東南湖七七三番地の二先(県道浅原増穂線と県道東南湖市川大門線との交差点)	三郡橋北	平七・六・五 告示 第三三三号
三六	中巨摩郡甲西町西南湖二、〇七三番地先(県道浅原増穂線と県道一軒茶屋荊沢線との交差点)	一軒茶屋	平七・六・五 告示 第三三三号
三七	中巨摩郡白根町下今諏訪三九四番地(県道甲府檜形線と町道高尾街道との交差点)	下今諏訪	五三・八・一七 告示 第三四号

二九	南アルプス市飯野二、三八八番地先(国道五二号と市道との交差点)	飯野新町	平成一五年二月一八日 告示第八八号
三〇	南アルプス市古市場七一二番地の二先(市道廃軌道と市道との交差点)	川上団地東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
三一	南アルプス市古市場四九四番地の二先(国道五二号と県道一軒茶屋荊沢線との交差点)	古市場	平成一五年二月一八日 告示第八八号
三二	南アルプス市小笠原一、七一六番地の二先(県道甲府南アルプス線と市道檜形一〇号線との交差点)	巨摩高東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
三三	南アルプス市浅原一九七番地先(県道葎崎檜形豊富線と県道増穂若草線と県道若草双葉線との十字路交差点)	浅原橋西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
三四	南アルプス市飯野二、八三五番	白根桃源文化	平成一五年二月一八日

三五	地の二先（国道五二号と市道との交差点）	会館入口	告示第八八号
三六	南アルプス市東南湖七七三番地の二先（国道一四〇号と県道増穂若草線と市道との十字路交差点）	三郡橋北	平成一五年二月一八日 告示第八八号
三七	南アルプス市西南湖三四〇番地先（県道増穂若草線と県道一軒茶屋荊沢線との交差点）	一軒茶屋	平成一五年二月一八日 告示第八八号
三七	南アルプス市下今諏訪三九四番地の二先（県道甲府南アルプス線と市道高尾街道との交差点）	下今諏訪	平成一五年二月一八日 告示第八八号

四〇	中巨摩郡甲西町鮎沢一、四〇八番地（国道五二号線と町道古市場川上線との交差点）	スーパーかわすみ	五四・六・一 告示 第二八
四一	中巨摩郡榑形町小笠原一、二二六の一（町道一号线「廃軌道」と町道十号线との交差点）	東洋カーボン	五四・一一・一七 告示 第四八号
四二	中巨摩郡白根町有野二、六〇〇番地先（県道竜王芦安線と町道源二二号线との交差点）	塩沢入口交差点	五五・八・十一 告示 第三五号

四〇	南アルプス市鮎沢一、四〇四番地先（国道五二号と市道古市場川上線との交差点）	鮎沢	平成一五年二月一八日 告示第八八号
四一	南アルプス市小笠原一、二二四番地の二先（市道一号线と市道一〇号线との交差点）	春仙美術館南	平成一五年二月一八日 告示第八八号
四二	南アルプス市有野二、六〇〇番地	塩沢入口	平成一五年二月一八日

	地先（県道竜王芦安線と市道源二二号线との交差点）		告示第八八号
--	--------------------------	--	--------

四四	中巨摩郡榑形町桃園二一〇番地先（県道葎崎榑形豊富線と町道との十字路交差点）	榑形北小通学路	五六・七・二八 告示 第四一號
四五	中巨摩郡榑形町桃園一、四五四番地先（国道五二号線と町道榑形七号线との十字路交差点）	桃園二	六一・三・一三 告示 第八号
四六	中巨摩郡榑形町桃園四九番地の二先（県道葎崎榑形豊富線と県道桃園上市之瀬線の交わる交差点）	曲輪田入口	五七・六・一〇 告示 第二五号

四四	南アルプス市桃園二一〇番地の二先（県道葎崎榑形豊富線と市道との十字路交差点）	榑形北小通学路	平成一五年二月一八日 告示第八八号
四五	南アルプス市桃園一、六九六番地の二先（国道五二号と市道榑形七号线との十字路交差点）	桃園二	平成一五年二月一八日 告示第八八号
四六	南アルプス市桃園四九番地先（県道葎崎榑形豊富線と県道桃園市之瀬線との交差点）	曲輪田入口	平成一五年二月一八日 告示第八八号

五一	中巨摩郡白根町西野一、二九〇番地の二先（県道今諏訪双葉線と町道と樹園地農道との十字路交差点）	白根高校北	平七・六・五 告示 第三三三號
五二	中巨摩郡白根町下今諏訪二五番地の二先（県道甲府榑形線と町道との交差点）	下今諏訪南	六〇・九・二六 告示 第三五号

五三	道との十字路交差点) 中巨摩郡檜形町桃園一、四九二番地の一先(県道葎崎檜形豊富線と町道檜形七号線との十字路交差点)	上宮地入口	六一・一・二三 告示 第一号
五四	中巨摩郡甲西町古市場一三二番地の一先(県道一軒茶屋荊沢線と樹園地農道との丁字路交差点)	甲西中学校前	六一・一・二三 告示 第一号
五五	中巨摩郡檜形町桃園一、四五四番地の九先(県道小笠原一号線と町道檜形七号線との十字路交差点)	桃園一	平七・六・五 告示 第三三三号
五六	中巨摩郡檜形町桃園六一七番地の一先(町道小笠原一号線と町道檜形八号線との十字路交差点)	桃園神社前	六一・三・一三 告示 第八号
五七	中巨摩郡檜形町沢登九七一番地の一先(国道五二号線と町道檜形八号線との十字路交差点)	桃園神社東	六一・三・一三 告示 第八号
五八	中巨摩郡白根町飯野二、九一三番地の一先(町道巨摩一〇号線と町道巨摩三二号線との十字路交差点)	白根桃源文化会館北	平七・六・五 告示 第三三三号
五九	中巨摩郡白根町百々二、八九一番地の一先(町道百田四号線と農免道路との十字路交差点)	百田保育園北	六一・九・一八 告示 第三四号
六〇	中巨摩郡若草町藤田二九八番地の四先(県道葎崎檜形豊富線と町道一三六号線及び町道二九五号線との五差路交差点)	藤田東交差点	六一・二・五 告示 第三三三号

五一	南アルプス市西野一、二七四番地の二二先(県道若草双葉線と市道樹園地農道との十字路交差点)	白根高校北	平成一五年二月一八日 告示 第八八号
五二	南アルプス市下今諏訪二三番地の一先(県道甲府南アルプス線と市道との十字路交差点)	下今諏訪南	平成一五年二月一八日 告示 第八八号
五三	南アルプス市桃園一、四九二番地の一先(県道葎崎檜形豊富線と市道檜形七号線との十字路交差点)	上宮地入口	平成一五年二月一八日 告示 第八八号
五四	南アルプス市古市場一三二番地の一先(県道一軒茶屋荊沢線と樹園地農道との丁字路交差点)	甲西中学校前	平成一五年二月一八日 告示 第八八号
五五	南アルプス市桃園一、四五四番地の八先(市道小笠原一号線と市道檜形七号線との十字路交差点)	桃園一	平成一五年二月一八日 告示 第八八号
五六	南アルプス市桃園六一七番地の一先(市道小笠原一号線と市道檜形八号線との十字路交差点)	桃園神社前	平成一五年二月一八日 告示 第八八号
五七	南アルプス市沢登九七五番地の一先(国道五二号と市道檜形八号線との十字路交差点)	桃園神社東	平成一五年二月一八日 告示 第八八号
五八	南アルプス市飯野二、九一二番地の四先(市道巨摩一〇号線と市道巨摩三二号線との十字路交差点)	白根桃源文化会館北	平成一五年二月一八日 告示 第八八号
五九	南アルプス市百々二、九〇七番地の一先(市道百田四号線と農免道路との十字路交差点)	J A百田支所	平成一五年二月一八日 告示 第八八号
六〇	南アルプス市藤田二九八番地の四先(県道葎崎檜形豊富線と市道との十字路交差点)	藤田東	平成一五年二月一八日 告示 第八八号

を

道一三六号線と市道二九五号線との五差路交差点)

告示第八八号

六二	中巨摩郡榑形町十五所四七六番地先(県道甲府榑形と町道榑形七号線との十字路交差点)	久円寺	平七・六・五 告示 第三三三号
----	--	-----	-----------------------

六二	南アルプス市十五所四七四番地先(県道甲府南アルプス線と市道榑形七号線との十字路交差点)	久円寺	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	---	-----	----------------------

六四	中巨摩郡白根町飯野新田七五三番地先(県道葦崎榑形豊富線と広域農道一級幹線一五号線との十字路交差点)	白根保育園西	平七・六・五 告示 第三三三号
----	---	--------	-----------------------

六四	南アルプス市飯野新田七五三番地先(県道葦崎榑形豊富線と広域農道一級幹線一五号線との十字路交差点)	白根保育所西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	--	--------	----------------------

六六	中巨摩郡白根町飯野三、三六二番地の三先(国道五二号線と白根町との十字路交差点)	倉庫町北	六三・一一・一〇 告示 第二八号
----	---	------	------------------------

六六	南アルプス市飯野三、六六二番	倉庫町北	平成一五年二月一八日
----	----------------	------	------------

地の三先(国道五二号と市道との十字路交差点)

告示第八八号

六八	中巨摩郡白根町飯野一、五四〇番地の一先(白根町道相互による十字路交差点)	若宮神社北	平二・一・一一 告示 第一号
----	--------------------------------------	-------	----------------------

六八	南アルプス市飯野一、五三九番地の二先(市道と市道との十字路交差点)	若宮神社北	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	-----------------------------------	-------	----------------------

七三	中巨摩郡白根町百々一、八二〇番地の三先(国道五二号と町道との十字路交差点)	御勅使中学校西	平五・二・一五 告示 第六号
----	---------------------------------------	---------	----------------------

七四	中巨摩郡白根町西野二、四八七番地の一先(県道「廃軌道」と町道との十字路交差点)	白根東小学校南	平五・四・一五 告示 第一六号
----	---	---------	-----------------------

七五	中巨摩郡白根町西野二、五八六番地の先(町道と町道との十字路交差点)	西野南	平五・六・一〇 告示 第二六号
----	-----------------------------------	-----	-----------------------

七六	中巨摩郡若草町浅原二、四〇〇番地の先(県道増穂若草線と町道との丁字路交差点)	浅原	平五・一二・二七 告示 第六〇号
----	--	----	------------------------

七三	南アルプス市百々一、八二〇番地の七先(国道五二号と市道との十字路交差点)	御勅使中学校西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	--------------------------------------	---------	----------------------

七四	南アルプス市西野二、三四〇番	白根東小学校	平成一五年二月一八日
----	----------------	--------	------------

七六	南アルプス市浅原二四〇番地先 (県道増穂若草線と市道との丁 字路交差点)	浅原	平成一五年二月一八日 告示第八八号
七五	南アルプス市西野二、五八六番 地の二先(市道と市道との十字 路交差点)	西野南	平成一五年二月一八日 告示第八八号
	地先(県道と市道との十字路交 差点)	南	告示第八八号

八二	中巨摩郡榑形町小笠原一、〇四 七番地の二先(県道葦崎榑形豊 富線と町道との交差点)	榑形中学校北	平七・八・七 告示 第四八号
八三	中巨摩郡白根町飯野三、七三八 番地の三二先(町道と町道との 十字路交差点)	倉庫町団地入 口	平七・九・二五 告示 第五五号

八二	南アルプス市小笠原一、〇七六 番地の二先(県道葦崎榑形豊 富線と市道との交差点)	榑形中学校北	平成一五年二月一八日 告示第八八号
八三	南アルプス市飯野三、七二九番 地の二先(市道と市道との十字 路交差点)	倉庫町団地入 口	平成一五年二月一八日 告示第八八号

八五	中巨摩郡甲西町鮎沢四七七番地 の二先(町道と町道との十字路 交差点)	甲西町役場北	平七・一〇・二三 告示 第五九号
八六	中巨摩郡白根町飯野三、四四四 番地の二先(町道と町道との十 字路交差点)	巨摩中学校南	平七・一〇・二三 告示 第五九号

八七	中巨摩郡白根町有野三、三〇四 番地先(県道葦崎榑形豊富線と 町道との十字路交差点)	育精福祉セン ター西	平八・二・一九 告示 第八号
----	---	---------------	----------------------

八五	南アルプス市鮎沢四七七番地先 (市道と市道との十字路交差 点)	市役所甲西支 所北	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	---------------------------------------	--------------	----------------------

八六	南アルプス市飯野三、四四四番 地の三先(市道と市道との十字 路交差点)	巨摩中学校南	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	---	--------	----------------------

八七	南アルプス市有野三、三〇三番 地の二先(県道葦崎榑形豊富線 と市道との十字路交差点)	育精福祉セン ター西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	--	---------------	----------------------

九〇	中巨摩郡甲西町宮沢一七三番地 の三先(国道五二号甲西道路と 町道工業団地五号線等との十字 路交差点)	甲西工業団地 北	平八・三・二二 告示 第一四号
----	---	-------------	-----------------------

九〇	南アルプス市宮沢一六〇番地先 (国道五二号甲西道路と市道工 業団地五号線等との十字路交差 点)	甲西工業団地 北	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	--	-------------	----------------------

九三	中巨摩郡白根町飯野一、一二三 番地先(県道飯野新田白根線と 町道二級幹線四四四号線との十字 路交差点)	飯野一區	平八・一二・一九 告示 第六一号
----	--	------	------------------------

九四	中巨摩郡榑形町吉田三三九番地	豊小東	平九・二・一七
----	----------------	-----	---------

九六	中巨摩郡八田村野牛島一、八四五番地先（県道竜王芦安線と県道若草双葉線との交差点）	野牛島	平九・三・二四 告示 第二〇号
九五	中巨摩郡八田村六科一、四三三番地の二五先（国道五二号と県道竜王芦安線との交差点）	六科交差点	平九・三・二四 告示 第二〇号
	先（県道甲府榊形線と町道榊形一―号線と町道吉田三六号線との十字路交差点）		告示 第二二号

九三	南アルプス市飯野一、一二三番地の一先（県道飯野新田白根線と市道二級幹線四四号線との十字路交差点）	飯野一区	平成一五年二月一八日 告示第八八号
九四	南アルプス市吉田三四〇番地先（県道甲府南アルプス線と市道榊形一―号線と市道吉田三六号線との十字路交差点）	豊小東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
九五	南アルプス市六科一、四三三番地先（国道五二号と県道竜王芦安線との十字路交差点）	六科	平成一五年二月一八日 告示第八八号
九六	南アルプス市野牛島一、八四五番地の一四先（県道竜王芦安線と県道若草双葉線との交差点）	野牛島	平成一五年二月一八日 告示第八八号

九九	中巨摩郡八田村徳永一、九九三番地先（県道若草双葉線と村道一―号線との交差点）	徳永交差点	平九・三・二四 告示 第二〇号
----	--	-------	-----------------------

九九	南アルプス市徳永一、九三三番地先（県道若草双葉線と市道一―号線との交差点）	徳永	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	---------------------------------------	----	----------------------

一〇一	中巨摩郡八田村野牛島二、三九一番地先（県道竜王芦安線と村道との交差点）	スーパー手塚前	平九・三・二四 告示 第二〇号
-----	-------------------------------------	---------	-----------------------

一〇二	南アルプス市野牛島二、四四〇番地先（県道竜王芦安線と市道との交差点）	スーパー手塚前	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	------------------------------------	---------	----------------------

一〇四	中巨摩郡八田村徳永一、九四五番地先（県道若草双葉線と富士川西部広域農道との十字路交差点）	ハッピーパーク西	平一・二・四・一三 告示 第二二号
-----	--	----------	-------------------------

一〇五	中巨摩郡八田村六科四九三番地の一先（国道五二号と村道一―二号線との十字路交差点）	御勅使公園入口	平一・二・四・一三 告示 第二二号
-----	--	---------	-------------------------

一〇四	南アルプス市徳永一、九三九番地先（県道若草双葉線と富士川西部広域農道との十字路交差点）	ハッピーパーク西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---	----------	----------------------

一〇五	南アルプス市六科三五一番地の一先（国道五二号と市道一―二号線との十字路交差点）	御勅使公園入口	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---	---------	----------------------

一〇七	中巨摩郡八田村六科一、〇九三番地の一〇先(県道竜王芦安線と町道一級幹線九号線との丁字路との交差点)	柳西	平九・三・二四 告示 第二〇号
一〇七	南アルプス市六科一、六七六番地の九先(県道竜王芦安線と市道一級幹線九号線との丁字路交差点)	柳西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一一〇	中巨摩郡甲西町田島六〇一番地の一先(国道五二号甲西道路と町道横町桜井線との十字路交差点)	甲西町役場東	平一〇・三・一九 告示 第一六号
一一一	中巨摩郡若草町十日市場二九番地の一先(国道五二号甲西道路と県道葎崎櫛形豊富線との十字路交差点)	十日市場	平一〇・三・一九 告示 第一六号
一一二	中巨摩郡櫛形町十五所一四八番地の一先(国道五二号甲西道路と県道甲府櫛形線との十字路交差点)	十五所	平一〇・三・一九 告示 第一六号
一一三	中巨摩郡白根町在家塚三七三番地の一先(国道五二号甲西道路と町道一級幹線一号线との十字路交差点)	大城寺西	平一〇・三・一九 告示 第一六号
一一〇	南アルプス市田島六〇一番地の一先(国道五二号甲西道路と市道横町桜井線との十字路交差点)	市役所甲西支所東	平成一五年二月一八日 告示第八八号

一一一	南アルプス市十日市場一、八二八番地の一先(国道五二号甲西道路と県道葎崎櫛形豊富線との十字路交差点)	十日市場	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一一二	南アルプス市十五所一五三番地の先(国道五二号甲西道路と県道甲府南アルプス線との十字路交差点)	十五所	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一一三	南アルプス市在家塚二七三番地の先(国道五二号甲西道路と市道一級幹線一号线との十字路交差点)	大城寺西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一一五	中巨摩郡八田村下高砂三三三番地の五先(県道若草双葉線と広域農道等との十字路交差点)	ハッピーパーク東	平一二・三・一三 告示 第一四号
一一五	南アルプス市下高砂三三三番地の八先(県道若草双葉線と広域農道等との十字路交差点)	ハッピーパーク東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一一七	中巨摩郡白根町飯野四、二五〇番地の一先(町道一五号線と町道四四号線との十字路交差点)	徳島下	平一〇・九・一四 告示 第四五号
一一八	中巨摩郡白根町飯野四、二〇五番地の一先(町道一級幹線二号线と富士川西部広域農道との十字路交差点)	飯野六区	平二・一・二八 告示 第六号
一一九	中巨摩郡白根町上今諏訪八一九番地先(県道若草双葉線と町道)	白根高校東	平成一二年二月二八日 告示

一一〇	中巨摩郡若草町藤田一、六四七番地の二先(二級町道一号线と富士川西部広域農道との十字路交差点)	健康センター西	平一・一・二二・二〇 告示 第五〇号
第五四号	一級幹線八号线との十字路交差点)		

一一七	南アルプス市飯野一、二一四番地先(市道一五号线と市道四四号线との十字路交差点)	徳島下	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---	-----	----------------------

一一八	南アルプス市飯野四、二五〇番地の二先(市道一級幹線二号线と富士川西部広域農道との十字路交差点)	飯野六区	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---	------	----------------------

一一九	南アルプス市上今諏訪八一六番地先(県道若草双葉線と市道一級幹線八号线との十字路交差点)	白根高校東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---	-------	----------------------

一二〇	南アルプス市藤田一、六四九番地先(二級市道一号线と富士川西部広域農道との十字路交差点)	健康センター西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---	---------	----------------------

一二四	中巨摩郡若草町藤田七四一番地先(町道一号线と町道二〇四号线との十字路交差点)	若草保育園前	平成一二年二月三〇日 告示 第四八号
-----	--	--------	--------------------------

一二五	中巨摩郡白根町上今諏訪四一三番地先(県道甲府櫛形線と県道今諏訪北村線と県道若草双葉線との五差路交差点)	開国橋西	平成一二年二月二八日 告示 第五四号
-----	---	------	--------------------------

一二四	南アルプス市藤田三五番地先(市道一号线と市道二〇四号线との十字路交差点)	若草保育園前	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一二五	南アルプス市上今諏訪四六九番地先(県道甲府南アルプス線と県道今諏訪北村線と県道若草双葉線との五差路交差点)	開国橋西	平成一五年二月一八日 告示第八八号

一二八	中巨摩郡櫛形町上市之瀬一二二番地先(県道県民の森公園線と西部広域農道との十字路交差点)	櫛形西小東	平成一三年二月一五日 告示第四号
-----	---	-------	---------------------

一二八	南アルプス市上市之瀬一二五番地の三先(県道県民の森公園線と西部広域農道との十字路交差点)	櫛形西小東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	--	-------	----------------------

一二二	中巨摩郡若草町十日市場一、五九三番地先(国道五二号甲西道路と県道葎崎櫛形線バイパスとの丁字路交差点)	若草櫛形イン ター西	平成一三年一月一日 告示第四四号
一二三	中巨摩郡白根町曲輪田新田一五五番地先(県道葎崎櫛形線と広域農道との十字路交差点)	曲輪田新田	平成一三年一月一日 告示第四四号

一二二	南アルプス市十日市場一、五二二番地の八先(国道五二号甲西道路と県道葎崎櫛形線バイパス)	若草櫛形イン ター西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---	---------------	----------------------

一三三	南アルプス市曲輪田新田一五三番地先(県道葎崎櫛形線と広域農道との十字路交差点)	曲輪田新田	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---	-------	----------------------

一四〇	中巨摩郡櫛形町山寺九三六番地の一先(県道県民の森公園線と町道櫛形五号線と町道櫛形三一号線とが交わる十字路交差点)	山寺南	平成一四年四月四日 告示第一八号
-----	--	-----	---------------------

一四一	中巨摩郡八田村徳永一、四〇五番地先(県道若草双葉線と村道一六二号線との丁字路交差点)	徳永南	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-----	--	-----	----------------------

一四〇	南アルプス市山寺九〇〇番地の八先(県道県民の森公園線と市道櫛形五号線と市道櫛形三一号線との十字路交差点)	山寺南	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	--	-----	----------------------

一四一	南アルプス市徳永一、三七一番地先(県道若草双葉線と市道一六二号線との丁字路交差点)	徳永南	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---	-----	----------------------

一四四	中巨摩郡白根町上今諏訪六八五番地先(県道若草双葉線と町道今諏訪三一号線との十字路交差点)	上今諏訪東	平成一四年五月三〇日 告示第二八号
-----	--	-------	----------------------

一四五	中巨摩郡甲西町東南湖一、三七二番地先(県道増穂若草線と町道西南湖二五号線との丁字路交差点)	やまなみの湯 入口	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	---	--------------	---------------------

一四四	南アルプス市上今諏訪六三〇番地の一先(県道若草双葉線と市道今諏訪三一号線との十字路交差点)	上今諏訪東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一四五	南アルプス市東南湖一、三六四番地の一先(県道増穂若草線と市道西南湖二五号線との丁字路交差点)	やまなみの湯 入口	平成一五年二月一八日 告示第八八号

一五〇	南アルプス市古市場五七七番地先(国道五二号と町道横町桜井線との十字路交差点)	市役所甲西支 所西	平成一五年五月一日 告示第三二号
-----	--	--------------	---------------------

一五〇	南アルプス市古市場五七七番地先(国道五二号と町道横町桜井線との十字路交差点)	市役所甲西支 所西	平成一五年五月一日 告示第三二号
-----	--	--------------	---------------------

一五一	南アルプス市百々二、八二一番地先(市道と市道との十字路交差点)	百々東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	---------------------------------	-----	----------------------

一五二	南アルプス市百々九九六番地二先(市道と市道との十字路交差点)	百々西	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	--------------------------------	-----	----------------------

五四	葎崎市藤井町南下条三九七番地先(国道一四一号线 通称七里岩バイパス と市道との十字路交差点)	七里岩トンネ ル東	六一・九・一八 告示 第三四号
----	--	--------------	--------------------

五四	葦崎市藤井町南下条七二番地先（国道一四一号と市道との十字路交差点）	七里岩トンネル東	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	-----------------------------------	----------	----------------------

二二	都留市夏狩七二五番地（国道一三七号線と市道の交わるT字路交差点）	蒼竜峡団地入口	五九・五・二四 告示 第二六号
----	----------------------------------	---------	--------------------

二二	都留市桂町一、一八三番地先（国道一三八号と市道との丁字路交差点）	蒼竜峡団地入口	平成一五年二月一八日 告示第八八号
----	----------------------------------	---------	----------------------

に改める。
別表第三中

六七九	市道錦春日線	甲府市中央一丁目七番八号先（日本華道学園前）から甲府市中央一丁目六番六号先（第一丸忠ビル前）まで（一〇二メートル）	大型自動車、大型特殊自動車	終日	甲府	平成一五年八月二五日 告示第五八号
-----	--------	---	---------------	----	----	----------------------

六七九	市道錦春日線	甲府市中央一丁目七番八号先（日本華道学園前）から甲府市中央一丁目六番六号先（第一丸忠ビル前）まで（一〇二メートル）	大型自動車、大型特殊自動車	終日	甲府	平成一五年八月二五日 告示第五八号
-----	--------	---	---------------	----	----	----------------------

六八〇	町道	東八代郡御坂町井之上九八三番地先（梶	大型自動車、	終日	石和	平成一五年二月一八日
-----	----	--------------------	--------	----	----	------------

	原たつ子方南側）から東八代郡御坂町井之上九四一番地先（南照院南側）まで（四〇〇メートル）	大型特殊自動車	告示第八八号
--	--	---------	--------

に改める。
別表第四中

四六三	町道御岳道下線	中巨摩郡竜王町西八幡一、六四九番地先（三井方西側交差点）から中巨摩郡竜王町西八幡一、六四九番地先（三井方東側交差点）まで（一八メートル）	車両	車両進行 西から東 へ終日	南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号
-----	---------	--	----	---------------------	-----	---------------------

四六三	町道御岳道下線	中巨摩郡竜王町西八幡一、六四九番地先（三井方西側交差点）から中巨摩郡竜王町西八幡一、六四九番地先（三井方東側交差点）まで（一八メートル）	車両	車両進行 西から東 へ終日	南甲府	平成一五年五月一日 告示第三二号
-----	---------	--	----	---------------------	-----	---------------------

四六四	町道富竹新田支線	中巨摩郡竜王町富竹新田一、五〇三番地先（大野安造方北側）から中巨摩郡竜王町富竹新田一、四七九番地八先（金丸一郎方南側）まで（一三七メートル）	車両（二輪・軽車両を除く）	車両進行 東から西 へ終日	南甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	----------	--	---------------	---------------------	-----	----------------------

四六五	県道高根富士見線	北巨摩郡小淵沢町三、一四番地一先（小淵沢インター入口交差点左折導流部出口）（三〇メートル）	車両	車両進行 東から西 へ終日	長坂	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	----------	---	----	---------------------	----	----------------------

に改める。
別表第五中

一九七	町道	中巨摩郡竜王町富竹	南進す	終日	南甲府	平成一五年二二
一九六	市道丸の内三丁目一、二、三、四号線	甲府市丸の内三丁目一四番三号先(山田賢二方南側)	東進する車両(二輪・軽車を除く)	終日	甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一九五	市道甲府山梨線	甲府市武田一丁目二番一五号先(中村俊彦方東側)	北進する車両	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一九四	市道	甲府市武田二丁目三番一五号先(小島正竹方西側)	南進する車両	日曜・休日を除く七時から九時まで	甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一九三	市道常盤春日線	甲府市中央一丁目八番一五号先(一高商会東側)	北進する車両(原付・軽車・軽車を除く)	終日	甲府	平成一五年八月二五日 告示第五八号
一九三	市道常盤春日線	甲府市中央一丁目八番一五号先(一高商会東側)	北進する車両(原付・軽車・軽車を除く)	終日	甲府	平成一五年八月二五日 告示第五八号

に改める。
別表第六中

三三三	国道一四一	三三三	東進する車両	終日	三三三	平成一五年二月一八日 告示第八八号
三三三	国道一四一	三三三	東進する車両	終日	三三三	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一九八	町道	東八代郡御坂町二之宮八九二番地の四先(中央道一宮御坂力ルバートボックス九北東側)	南進する大型自動車(大型・特殊自動車)	終日	石和	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一九九	町道	東八代郡御坂町夏目原二、六八八番地先(中央道一宮御坂力ルバートボックス八南側)	西進する大型自動車(大型・特殊自動車)	終日	石和	平成一五年二月一八日 告示第八八号
二〇〇	町道	東八代郡御坂町夏目原二、六八八番地先(中央道一宮御坂力ルバートボックス八南側)	東進する大型自動車(大型・特殊自動車)	終日	石和	平成一五年二月一八日 告示第八八号

四四四	四四三	四四二	四四二	三五二	三五二
町道南原線	国道一〇号	市道春日線	市道春日線	国道一四一号线	国道一四一号线
北巨摩郡双葉町下今井二、九九九番地先	北巨摩郡双葉町下今井二、九九九番地先(場外車券場南側丁字路交差点)	甲府市中央一丁目三番八号先(ツジヤビル西側)	甲府市中央一丁目三番八号先(ツジヤビル西側)	葦崎市藤井町南下条七二番地先(七里岩トンネル東交差点)	葦崎市藤井町南下条三九七番地先(七里岩トンネル東交差点)
西進する車両	北進する車両	南進する車両(原付・軽車を除く)	南進する車両(原付・軽車を除く)	西進する車両	西進する車両
終日	終日	終日	終日	終日	終日
葦崎	葦崎	甲府	甲府	葦崎	葦崎
平成一五年二月一八日	平成一五年二月一八日 告示第八八号	平成一五年八月二五日 告示第五八号	平成一五年八月二五日 告示第五八号	平成一五年二月一八日 告示第八八号	六二・二・五 告示第三号

四五〇	四四九	四四八	四四七	四四六	四四五	
町道	町道	町道	町道	市道甲府山梨線	市道	(場外車券場南側丁字路交差点)
東八代郡御坂町夏目原二、六八八番地先(中央道一宮御坂力ルパートボックス八)	東八代郡御坂町夏目原一、二六八番地の二先(中央道一宮御坂力ルパートボックス八南側)	東八代郡御坂町二之宮二、七一〇番地先(中央道一宮御坂力ルパートボックス九北西側)	中巨摩郡竜王町富竹新田一、五〇八番地五先(マクドナルド二〇号竜王店西側)	甲府市武田二丁目八番四六号先(大泉ビル西側)	甲府市武田一丁目三番一〇号先(あさひビル東側)	
東進する大型自動車	西進する大型自動車、特殊自動車	北進する大型自動車、特殊自動車	北進する車両(二輪・軽車を除く)	南進する車両	北進する車両	
終日	終日	終日	終日	日曜・休日を除く七時から九時までは	日曜・休日を除く七時から九時までは	
石和	石和	石和	南甲府	甲府	甲府	
平成一五年二月一八日 告示第八八号	平成一五年二月一八日 告示第八八号	平成一五年二月一八日 告示第八八号	平成一五年二月一八日 告示第八八号	平成一五年二月一八日 告示第八八号	平成一五年二月一八日 告示第八八号	告示第八八号

南側	特殊自 動車
----	-----------

に改める。

別表第十中

一、三三二	国道二〇号	大月市初狩町中初狩二六〇番地先(柴田栄造方東側交差点)	三	大月	平成一四年一月二八日 告示第七三号
-------	-------	-----------------------------	---	----	----------------------

一、三三二	国道二〇号	大月市初狩町中初狩二五九番地の一先(初狩小学校東交差点)	二	大月	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-------	-------	------------------------------	---	----	----------------------

一、七四二	県道千野平沢線	塩山市竹森三、〇一八番地先(玉宮小学校入口)	一	塩山	五〇・一〇・六三三三号
-------	---------	------------------------	---	----	-------------

一、七四二	削除			塩山	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-------	----	--	--	----	----------------------

二、〇九八	県道右左口玉穂甲府線	中巨摩郡玉穂村中楯八四四番地先(オーデイオリサーチ)先交差点	二	南甲府	五二・二二・一四四号
-------	------------	--------------------------------	---	-----	------------

二、〇九八	県道甲府玉穂	中巨摩郡玉穂町中楯七五三番地先(国母工業団地南交差点)	四	南甲府	平成一五年二月一八日
-------	--------	-----------------------------	---	-----	------------

中道線	告示第八八号
-----	--------

二、三三二	町道桃源フルーツライン	中巨摩郡白根町百々九九六番地中沢俊雄方東側	一	小笠原	五四・四・二七二三三三号
-------	-------------	-----------------------	---	-----	--------------

二、三三二	市道	南アルプス市百々九九六番地二先(百々西交差点)	一	小笠原	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-------	----	-------------------------	---	-----	----------------------

二、八〇四	市道	甲府市朝氣二丁目三番二二号先(お惣菜「奈尾」前交差点)	二	南甲府	五七・一〇・八四二二号
-------	----	-----------------------------	---	-----	-------------

二、八〇四	市道	甲府市朝氣一丁目一番一五号先(東小学校北交差点)	二	南甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-------	----	--------------------------	---	-----	----------------------

三、三七八	町道	中巨摩郡敷島町中下条二一六番地先(スーパー「さつきの」北側)	一	甲府	六二・八・一一三〇号
-------	----	--------------------------------	---	----	------------

三、三七八	町道開線	中巨摩郡敷島町中下条二一六番地の一先(さつき野団地北交差点)	一	甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-------	------	--------------------------------	---	----	----------------------

四、四九一	富士川西部広域農道	中巨摩郡白根町百々二、八二二番地先 (町道一級幹線一四号線との十字路交差点)	四	小笠原	平一・二・一 五 告示 第一〇号
-------	-----------	---	---	-----	---------------------------

四、四九一	市道	南アルプス市百々二、八二二番地先 (百々東交差点)	四	小笠原	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
-------	----	------------------------------	---	-----	--------------------------

四、五三九	国道五二号	南巨摩郡増穂町長沢二、一一五番地先 (斉藤金蔵方北側交差点)	一	鵜沢	平一・一・一 八 告示 第四二号
-------	-------	-----------------------------------	---	----	---------------------------

四、五三九	削除			鵜沢	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
-------	----	--	--	----	--------------------------

四、六六八	市道高畑昇仙峡線	甲府市高畑一丁目二番一六号先 (秋山自動車整備工場前交差点)	四	甲府	平成一二年一 月一三日 告示 第四四号
-------	----------	-----------------------------------	---	----	------------------------------

四、六六八	市道千秋橋高畑線	甲府市高畑一丁目二番一六号先 (高畑中部交差点)	三	甲府	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
-------	----------	-----------------------------	---	----	--------------------------

四、七七二	町道	中巨摩郡竜王町篠原一、〇〇九番地先 (竜王南小学校東方交差点)	一	南甲府	平成一三年六 月二一日 告示 第二五号
-------	----	------------------------------------	---	-----	------------------------------

四、七七二	町道	中巨摩郡竜王町篠原一、〇〇九番地三先 (竜王南小東交差点)	一	南甲府	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
-------	----	----------------------------------	---	-----	--------------------------

四、九三六	市道(都市計画道路中原築地新居線)	甲府市大里町一、五三二番地先 (五味忠明方南側交差点)	三	南甲府	平成一四年一 月二八日 告示第七三号
-------	-------------------	--------------------------------	---	-----	--------------------------

四、九三六	市道(都市計画道路中小河原築地新居線)	甲府市大里町一、五五五番地先 (大里町窪中島交差点)	四	南甲府	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
-------	---------------------	-------------------------------	---	-----	--------------------------

四、九五七	国道四一一号	甲府市城東三丁目二番一九号先 (中村誠方東側交差点)	一	甲府	平成一五年三 月一三日 告示第一六号
-------	--------	-------------------------------	---	----	--------------------------

四、九五七	削除			甲府	平成一五年二
-------	----	--	--	----	--------

に改める。
別表第十四中

五、〇〇八	市道窪 中線	甲府市大里町一、七四一番地先 (サイクルショップ米長東側丁 字路交差点)	十字路交差点)	南甲府	平成一五年一二月一八日 告示第八八号
-------	-----------	--	---------	-----	-----------------------

一、五 六九	市道(都市 計画道 路中小 河原築 地新居 線)	甲府市大里町八七 二番地の三先(赤 池方南側交差点) から甲府市大里町 三九三番地の一先 (コスモGS東側 交差点)までの両 側	四〇〇	車両(原付・けん を引く を除く)	南甲府	平成一四年一二月二八日 告示第七三三号
-----------	---	---	-----	-------------------------	-----	------------------------

一、五 六九	市道(都市 計画道 路中小 河原築 地新居 線)	甲府市大里町一、 四九九番地先(若 月方西側交差点) から甲府市大里町 三九三番地の一先 (コスモGS東側 交差点)までの両 側	七三五	車両(原付・けん を引く を除く)	南甲府	平成一五年一二月一八日 告示第八八号
-----------	---	---	-----	-------------------------	-----	-----------------------

一、五 八一	町道一 六八号 線	中巨摩郡昭和町清 水新居一、三三一 番地先(上州屋東 側)から中巨摩郡 昭和町清水新居一 、三九二番地先(ハ アー&メイクネ イルユニーク)ま での両側	八〇	車両(原付・けん を引く を除く)	南甲府	平成一五年一二月五日 告示第五八号
-----------	-----------------	--	----	-------------------------	-----	----------------------

を

一、五 八一	町道一 六八号 線	中巨摩郡昭和町清 水新居一、三三一 番地先(上州屋東 側)から中巨摩郡 昭和町清水新居一 、三九二番地先(ハ アー&メイクネ イルユニーク)ま での両側	八〇	車両(原付・けん を引く を除く)	南甲府	平成一五年一二月五日 告示第五八号
-----------	-----------------	--	----	-------------------------	-----	----------------------

一、五 八二	町道竜 王田中 線	中巨摩郡竜王町竜 王三五九番地一先 (赤坂台総合公園 駐車場北西)から 中巨摩郡竜王町竜 王二七一番地一先 (赤坂台総合公園 西側三差路交差点)までの両側	二九〇	車両(原付・けん を引く を除く)	南甲府	平成一五年一二月一八日 告示第八八号
-----------	-----------------	--	-----	-------------------------	-----	-----------------------

一、五 八三	町道四 ツ石線	中巨摩郡竜王町竜 王二七一番地一先 (赤坂台総合公園 西側三差路交差点)から中巨摩郡竜 王町竜王三三八二番 地先(赤坂台総合 公園南側三差路交 差点)までの両側	一〇五	車両(原付・けん を引く を除く)	南甲府	平成一五年一二月一八日 告示第八八号
-----------	------------	---	-----	-------------------------	-----	-----------------------

一、五 八四	町道形 部塚御 岳道線	中巨摩郡竜王町竜 王新町二、二九八 番地一先(保坂貴 金属創芸株式会社 前)から中巨摩郡 竜王町竜王三三八二 番地先(赤坂台総 合公園南側三差路 交差点)までの両 側	四二〇	車両(原付・けん を引く を除く)	南甲府	平成一五年一二月一八日 告示第八八号
-----------	-------------------	--	-----	-------------------------	-----	-----------------------

一、五	町道天	中巨摩郡敷島町牛	一、〇〇〇	車両(四〇	甲府	平成一五
一、五	町道赤坂公園支線	中巨摩郡竜王町竜王七四四番地一先(赤坂台総合公園北東側丁字路交差点)から中巨摩郡竜王町竜王六九六番地八先(サンボ1前)までの両側	一七五	車両(原付・けん引を)除く。	四〇	南甲府	平成一五年一月一日告示第八号
一、五	市道正徳寺下神内川線	山梨市下神内川二〇三番地先(下神内川交差点)から山梨市下神内川八九八番地先(神徳橋東詰)までの両側	六八〇	車両(原付・けん引を)除く。	四〇	日下部	平成一五年一月一日告示第八号
一、五	市道丸の内三丁目一、二、三、四号線	甲府市丸の内三丁目二六番一四号先(上野恒雄方北側)から甲府市丸の内三丁目一四番三号先(山田賢二方南側)までの両側	一〇九	車両(原付・けん引を)除く。	三〇	甲府	平成一五年一月一日告示第八号
一、五	町道	北巨摩郡長坂町沢五八一番地一先から北巨摩郡長坂町長坂上条一、八八三番地先までの両側	一、〇六二	車両(原付・けん引を)除く。	四〇	長坂	平成一五年一月一日告示第八号
一、五	町道肴米小林二号线	南巨摩郡増穂町長沢二、一六〇番地先(長沢東交差点)から南巨摩郡増穂町小林八五二番地の一先までの両側	一、二〇〇	車両(原付・けん引を)除く。	四〇	鯉沢	平成一五年一月一日告示第八号

一、四九〇	市道	甲府市朝氣一丁目一番一七号先	南甲府	五〇・二・二八			
四四二	市道田端一号线	富士吉田市下吉田四、九〇一番地の五先(武藤方南側交差点)から富士吉田市下吉田四、四五八番地の三先(渡辺方東側交差点)までの両側	五〇〇	車両	終日	富士吉田	平成一五年六月一日告示第三号
四四三	市道正徳寺下神内川線	山梨市下神内川二〇三番地先(下神内川交差点)から山梨市下神内川八九八番地先(神徳橋東詰)までの両側	六八〇	車両	終日	日下部	平成一五年一月一日告示第八号
九〇	久保線	句二、三五〇番地の五八先(中村裕一方南側)から中巨摩郡敷島町大久保九二番地先(大神橋東詰)までの両側	けん引を)除く。	原付・けん引を	終日	富士吉田	平成一五年一月一日告示第八号

一、四九一	市道	甲府市朝気二丁目一番八号先 (依田茂方西側)	南甲府	五〇・二・二八 八号
一、四九二	市道	甲府市朝気一丁目三番一号先 (大川吉尚方東側)	南甲府	五〇・二・二八 八号
一、四九三	市道	甲府市朝気二丁目三番二二号先 (山本商店北側)	南甲府	五〇・二・二八 八号

一、四九〇	削除		南甲府	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
一、四九一	削除		南甲府	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
一、四九二	削除		南甲府	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
一、四九三	削除		南甲府	平成一五年二 月一八日 告示第八八号

二、二八五	市道	甲府市太田町一三番一四号先 (永島医院)西側	南甲府	五〇・二・二八 八号
二、二八六	市道	甲府市太田町一五番一九号先 (久保田政数方)東側	南甲府	五〇・二・二八 八号

二、二八五	削除		南甲府	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
二、二八六	削除		南甲府	平成一五年二 月一八日 告示第八八号

二、五三一	町道 百田四 号線	中巨摩郡白根町百々九九六番地 の二先(中沢俊夫方)南側	小笠原	五二・八・五 二七号
-------	-----------------	--------------------------------	-----	---------------

二、五三一	削除		小笠原	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
-------	----	--	-----	--------------------------

六、五七三	市道	甲府市高畑一丁目二番地一六 号先(秋山自動車整備工場西側)	甲府	平九・三・一七 告示 第一九号
-------	----	----------------------------------	----	-----------------------

六、五七三	市道	甲府市高畑一丁目二番一六号 先(高畑中部交差点・南進車両)	甲府	平成一五年二 月一八日 告示第八八号
-------	----	--------------------------------------	----	--------------------------

七、一七五	町道	中巨摩郡敷島町中下条二一六番 地先(スーパ-「さつき」東 側)	甲府	六二・八・一三 三〇号
-------	----	---------------------------------------	----	----------------

七、一七五	削除		甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-------	----	--	----	----------------------

九、〇四九	富士川西部農道	中巨摩郡白根町百々二、七八三番地の一先(町道一級幹線一四号線との交差点西側・東進車両)	小笠原	平九・一・二〇 告示第四号
-------	---------	---	-----	------------------

九、〇四九	削除		小笠原	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-------	----	--	-----	----------------------

九、六七一	富士川西部広域農道	中巨摩郡白根町百々二、八二一番地先(町道一級幹線一四号線との十字路交差点東側・西進車両)	小笠原	平一・二・一 告示第一〇号
-------	-----------	--	-----	------------------

九、六七一	削除		小笠原	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-------	----	--	-----	----------------------

九、九六八	市道	甲府市高畑二丁目九番一先(深沢宗勝方北側・北進車両)	甲府	平成一二年二月一三日 告示第四四号
-------	----	----------------------------	----	----------------------

九、九六八	市道	甲府市高畑二丁目九番一先(高畑中部交差点・北進車両)	甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-------	----	----------------------------	----	----------------------

一〇、二〇一	町道	中巨摩郡竜王町篠原一、〇〇九番地先(竜王南小学校東方交差点西側・東進車両)	南甲府	平成一三年六月二一日 告示第二五号
一〇、二〇二	町道	中巨摩郡竜王町篠原一、〇六八番地の二先(竜王南小学校東方交差点東側・西進車両)	南甲府	平成一三年六月二一日 告示第二五号

一〇、二〇一	町道	中巨摩郡竜王町篠原一、〇〇九番地三先(竜王南小東交差点・東進車両)	南甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
一〇、二〇二	町道	中巨摩郡竜王町篠原一、〇〇九番地三先(竜王南小東交差点・西進車両)	南甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号

一〇、五三三	市道	甲府市大里町一、五三一番地先(五味忠明方南側交差点東側・西進車両)	南甲府	平成一四年二月一八日 告示第七三号
--------	----	-----------------------------------	-----	----------------------

一〇、五三三	市道	甲府市大里町一、五五五番地先(大里町窪中島交差点・西進車両)	南甲府	平成一五年二月一八日 告示第八八号
--------	----	--------------------------------	-----	----------------------

一〇、五三四	市道	甲府市大里町八七二番地の三先	南甲府	平成一四年二月一八日 告示第八八号
--------	----	----------------	-----	----------------------

		(赤池方南側・東進車両)		月二十八日 告示第七三号
--	--	--------------	--	-----------------

一〇、五三四	削除		南甲府	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	----	--	-----	----------------------

一〇、六六三	市道横町桜井線	南アルプス市古市場七〇二番地二先(南内藤所有地北側丁字路交差点・西進車両)	小笠原	平成一五年八月二十五日 告示第五八号
--------	---------	---------------------------------------	-----	-----------------------

一〇、六六三	市道横町桜井線	南アルプス市古市場七〇二番地二先(南内藤所有地北側丁字路交差点・西進車両)	小笠原	平成一五年八月二十五日 告示第五八号
一〇、六六四	町道四ツ石線	中巨摩郡竜王町竜王三八二番地先(赤坂台総合公園南側三差路交差点・北進車両)	南甲府	平成一五年二月十八日 告示第八八号

一〇、六六五	町道国道南原線	北巨摩郡双葉町下今井一、六八六番地先(場外車券場前丁字路交差点・南進車両)	葦崎	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	---------	---------------------------------------	----	----------------------

一〇、六六六	町道南原線	北巨摩郡双葉町下今井二、九九九番地先(場外車券場南側国道との丁字路交差点・西進車両)	葦崎	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	-------	--	----	----------------------

一〇、六六七	町道南原線	北巨摩郡双葉町下今井三、〇二三番地先(花輪健二方南側丁字路交差点・東進車両)	葦崎	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	-------	--	----	----------------------

一〇、六六八	町道南原線	北巨摩郡双葉町下今井二、八一二番地先(米山光司方北側丁字路交差点・西進車両)	葦崎	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	-------	--	----	----------------------

一〇、六六九	町道	北巨摩郡双葉町下今井二、七五九番地三先(ホテルキーポイント東側十字路交差点・東進車両)	葦崎	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	----	---	----	----------------------

一〇、六七〇	町道	北巨摩郡双葉町下今井二、七五九番地三先(ホテルキーポイント東側十字路交差点・西進車両)	葦崎	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	----	---	----	----------------------

一〇、六七二	村道	北巨摩郡明野村小笠原三、六五九番地の一先(小笠原老人憩いの家南側丁字路交差点・西進車両)	葦崎	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	----	--	----	----------------------

一〇、六七三	村道	東八代郡境川村石橋六八九番地先(圭林バイパスとの十字路交差点・南進車両)	石和	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	----	--------------------------------------	----	----------------------

一〇、六七四	村道	東八代郡境川村石橋六〇四番地先(圭林バイパスとの十字路交差点・北進車両)	石和	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	----	--------------------------------------	----	----------------------

一〇、六七五	村道	東八代郡境川村石橋三六八番地先(圭林バイパスとの十字路交差点・南進車両)	石和	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	----	--------------------------------------	----	----------------------

一〇、六七六	村道	東八代郡境川村石橋一九七番地先(圭林バイパスとの十字路交差点・北進車両)	石和	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	----	--------------------------------------	----	----------------------

一〇、六七七	村道	東八代郡境川村石橋一八一番地先(圭林バイパスとの十字路交差点・南進車両)	石和	平成一五年二月十八日 告示第八八号
--------	----	--------------------------------------	----	----------------------

一〇、六七八	村道	東八代郡境川村石橋二〇九番地先(圭林バイパスとの十字路交)	石和	平成一五年二月十八日
--------	----	-------------------------------	----	------------

一〇、六八八	町道長	南巨摩郡増穂町長沢二、一六九	鯉沢	平成一五年一二
一〇、六八七	町道	北巨摩郡長坂町日野一七五番地 一先(田中清太郎方東側丁字路 交差点・南進車両)	長坂	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六八六	広域農道	北巨摩郡長坂町日野一六番地 一先(田中尚美方西側丁字路交 差点・南進車両)	長坂	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六八五	市道丸の内三丁目一 二二号線	甲府市丸の内三丁目一四番三 号先(山田賢二方南側・東進車 両)	甲府	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六八四	市道丸の内三丁目一 二二号線	甲府市丸の内三丁目二六番一四 号先(上野恒雄方北側・西進車 両)	甲府	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六八三	市道桜井一号線	甲府市桜井町三六四番地先(国 道一四〇号との丁字路交差点・ 南進車両)	甲府	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六八二	市道	甲府市塩部三丁目一番一九号 先(中山勇方南側・東進車両)	甲府	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六八一	広域農道	東山梨郡勝沼町勝沼二、二四七 番地四先(片田園北側丁字路交 差点・南進車両)	塩山	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六八〇	市道大野耕地整理一 号線	山梨市下神内川八八一番地先(神 徳橋東側丁字路交差点・北進 車両)	日下部	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六七九	市道馬 肥屋敷 平線	山梨市下神内川八二五番地先(藤 巻義彦方南側十字路交差点・ 南進車両)	日下部	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
				告示第八八号

一〇、六八九	町道長 軌道(廃 線)	南巨摩郡増穂町長沢二、一七三 番地先(町道同士の交わる十字 路交差点・北進車両)	鯉沢	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六九〇	国道一 三七号	東八代郡御坂町上黒駒三、五五 三番地先(町道との丁字路交差 点・西進車両)	石和	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六九一	町道	南都留郡西桂町小沼二、〇〇八 番地先(小山恵光方北側・北進 車両)	都留	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六九二	町道	南都留郡西桂町下暮地三九四番 地二先(東山方西側・南進車両)	都留	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六九三	市道	都留市上谷四丁目一番一号先(山 口文三方東側・北進車両)	都留	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六九四	県道戸 沢谷村 線	都留市四日市場一九七番地三先 (萩原方南側・東進車両)	都留	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六九五	市道(都 市計 画道路 中小河 原築地 新居線)	甲府市大里町一、五五五番地先 (食堂いげや南側十字路交差点 ・東進車両)	南甲府	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六九六	市道	甲府市大里町八六六番地先(大 里地区土地区画整理組合所有地 東側・北進車両)	南甲府	平成一五年一二 月一八日 告示第八八号
一〇、六九七	市道	甲府市大里町一、四六一番地先	南甲府	平成一五年一二

一、三〇五	村道四〇七〇	東八代郡豊富村木原三九六番地	一、五一〇	車両	終日	府南甲	平成一五年七月二
一、二九七	市道(都市計画道路) 画道路 中小河原築地新居線	甲府市大里町一、四九九番地先(若月方西側交差点)から甲府市大里町三九三番地の一先(コスマGS東側交差点)までの両側	七三五	車両	終日	府南甲	平成一五年一月一八日 告示第八号
一、二九七	市道(都市計画道路) 河原築地新居線	甲府市大里町八七二番地の三先(赤池方南側交差点)から甲府市大里町三九三番地の一先(コスマGS東側交差点)までの両側	四〇〇	車両	終日	府南甲	平成一四年一月二八日 告示第七三号
一〇、六九九	市道西油川四号線	甲府市西油川町三六番地先(植田方東側・北進車両)		南甲府	平成一五年一月一八日 告示第八八号		
一〇、六九八	市道西油川四号線	甲府市西油川町二七番地の二先(植田茂樹方北側・西進車両)		南甲府	平成一五年一月一八日 告示第八八号		月一八日 告示第八八号

に改める。
別表第十七中

一、三〇七	町道四ツ石線	中巨摩郡竜王町竜王二七一番地一先(赤坂台総合公園西側三差路交差点)から	一〇五	車両	終日	府南甲	平成一五年一月一八日 告示第八八号
一、三〇六	町道竜王田中線	中巨摩郡竜王町竜王三五九番地一先(赤坂台総合公園駐車場北西)から中巨摩郡竜王町竜王二七一番地一先(赤坂台総合公園西側三差路交差点)までの両側	二九〇	車両	終日	府南甲	平成一五年一月一八日 告示第八八号
一、三〇五	村道四〇七〇号線	東八代郡豊富村木原三九六番地の一先(県道甲府玉穂中道線との十字路交差点)から東八代郡豊富村大鳥居一、五二九番地の一先(シルクの里公園内与一弓道場東側)までの両側	一、五一〇	車両	終日	府南甲	平成一五年七月二日 告示第五一号
	号線	の二先(県道甲府玉穂中道線との十字路交差点)から東八代郡豊富村大鳥居一、五二九番地の一先(シルクの里公園内与一弓道場東側)までの両側					四日 告示第五一号

一、三〇八	町道形部塚御岳道線	中巨摩郡竜王町竜王新町一、二九八番地一先(保坂貴金属創芸株式会社前)から中巨摩郡竜王町竜王三八二番地先(赤坂台総合公園南側三差路交差点)までの両側	四二〇	車両	終日	南府	平成一五年一二月一八日告示第八号
一、三〇九	町道赤坂公園支線	中巨摩郡竜王町竜王七四四番地一先(赤坂台総合公園北東側丁字路交差点)から中巨摩郡竜王町竜王六九六番地八先(サンポール前)までの両側	一七五	車両	終日	南府	平成一五年一二月一八日告示第八号
一、三二〇	市道正徳寺下神内川線	山梨市下神内川二〇三番地先(下神内川交差点)から山梨市下神内川八九八番地先(神徳橋東詰)までの両側	六八〇	車両	終日	日下部	平成一五年一二月一八日告示第八号
一、三三一	市道丸の内三丁目一丁目一、二、三、四号先(上野恒雄方北側)から甲		一〇九	車両	終日	甲府	平成一五年一二月一八日告示第八号

一、三二二	町道四六八号線	府市丸の内三丁目一四番三号先(山田賢二方南側)までの両側	二八〇	車両	終日	南府	平成一五年一二月一八日告示第八号
一、三二三	町道菘米小林二号线	中巨摩郡増穂町長沢二、一六〇番地先(長沢東交差点)から南巨摩郡増穂町小林八五二番地の一先までの両側	一、二〇〇	車両	終日	南府	平成一五年一二月一八日告示第八号

に改める。
別表第十九中

一六六	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡昭和町西条新田六七四番地の二先(甲府昭和IC西側)から中巨摩郡竜王町西八幡二、二三四番地の二先(西八幡南交差点)までの両側歩道(一、六〇〇メートル)	南府	平成一五年五月一日告示第三二号
一六六	県道甲府南アルプス線	中巨摩郡昭和町西条新田六七四番地の二先(甲府昭和IC西側)から中巨摩郡竜王町西八幡二、二三四番地の二先(西八幡南交差点)までの両側歩道(一、六〇〇メートル)	南府	平成一五年五月一日告示第三二号

一六七	町道	北巨摩郡長坂町渋沢五八一番地一先から北巨摩郡長坂町長坂上条一、八八三番地先までの片側歩道（一、〇六二メートル）	長坂	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	----	---	----	----------------------

に改める。
別表第三十三中

一三一	町道 赤坂公園 本線	中巨摩郡竜王町竜王新町二、二九二番地の一先 （県営発電総合制御所北側交差点）	二	平一二・四・一三 告示 第二一號
-----	------------------	---	---	------------------------

一三一	町道赤坂 公園本線	中巨摩郡竜王町竜王新町二、二九二番地一先（赤坂台総合公園東交差点）	三	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	--------------	-----------------------------------	---	----------------------

一五六	県道甲府 南アルプ ス線	中巨摩郡昭和町西条新田二、七〇七番地先（甲府昭和IC西交差点）	四	平成一五年五月一日 告示第三二號
-----	--------------------	---------------------------------	---	---------------------

一五六	県道甲府 南アルプ ス線	中巨摩郡昭和町西条新田二、七〇七番地先（甲府昭和IC西交差点）	四	平成一五年五月一日 告示第三二號
-----	--------------------	---------------------------------	---	---------------------

一五七	市道高畑 二日市場 線	甲府市大里町一、五五五番地先（大里町窪中島交差点）	四	平成一五年二月一八日 告示第八八号
-----	-------------------	---------------------------	---	----------------------

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年十二月十七日までとする。
平成十五年十二月十八日

山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号
株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目一 二番九号	遊技機の種類及び区分	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CRウイ ンターコ レクショ ン J X	株式会社 エース電 研	三〇〇八一七
株式会社銀座 代表取締役 伊藤一博 愛知県名古屋市中区大幸一丁 目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CRおめ でとっこ ざいまー す M C	株式会 社 ニュー ギ ン	三〇〇八四九
株式会社銀座 代表取締役 伊藤一博 愛知県名古屋市中区大幸一丁 目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CRデカ インカ N K 3	株式会 社 銀座	三〇〇八三八

奥村遊機株式会社 代表取締役	株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市天白区中砂町一四五番地	株式会社まさむら遊機 代表取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市天白区中砂町一四五番地	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一號	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢要求 愛知県名古屋市千種区今池三丁目九番二一號
ぱちんこ遊技 第一種特別電 動役物	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表 第二)	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表 第二)	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表 第二)	ぱちんこ遊技 規則第六条第一号イ(別表 第二)
CRチャ	CRトツ プクルー ジング3 A1	CRトツ プクルー ジング3 A1	CR新海 物語M5 8	CRトツ プクルー ジング1
奥村遊機	株式会社まさむら遊機	株式会社まさむら遊機	株式会社三洋物産	株式会社まさむら遊機
三〇〇八二二	三二〇八四五	三二〇八四五	二〇〇九一〇	三〇〇八二二

奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目二番一八号	奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目二番一八号	奥村遊機株式会社 代表取締役 奥村昌美 愛知県名古屋市昭和区鶴舞二丁目二番一八号	株式会社大一商会 代表取締役 市原高明 愛知県名古屋市千種区鴨付町一丁目二番地	株式会社大一商会 代表取締役 市原高明 愛知県名古屋市千種区鴨付町一丁目二番地
機 規則第六条第一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 規則第六条第一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 規則第六条第一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 規則第六条第一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	機 規則第六条第一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物
イルズ・チャップ リンTS	イルズ・チャップ リンH	イルズ・チャップ リンH	CRドレ ミ天国A	CRドレ ミ天国A H
株式会社	奥村遊機 株式会社	奥村遊機 株式会社	株式会社大一商会	株式会社大一商会
三〇〇七八一	三〇〇七五四	三〇〇七五四	三〇〇八二九	三〇〇八四七

	勤役物	C R D L ミ天国 H T L	株式会社 大一商会	三〇〇八五二
株式会社大一商会 代表取締役 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二二番地	勤役物 ばちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 勤役物			

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番